

紹介料の返金制度について

乙は採用決定者が入社後 6 ヶ月以内に、自己都合退職をした時、または採用決定者の責に基づく解雇により雇用契約を終了した時は、第 3 条に定めた紹介料から次のとおりの金額を返還する。

1. 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：80%相当額
2. 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：50%相当額
3. 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：30%相当額
- 4.

なお、紹介料の返還にあたっては、月末締め翌月末振込みとし、消費税等と併せ、甲の指定する口座に振り込む。尚、振り込み手数料に関しては乙負担とする。

4.請求書発行後の返金が発生した場合は、次月入金分から相殺、もしくは返金とする。また原則として請求書発行後の差し替えは行わないものとする。